

令和6年9月2日

生徒指導担当

令和6年度 南部中学校いじめ防止対策委員会について

1 いじめ防止のための校内組織及び指導協力体制（※いじめ防止基本方針より抜粋）

○いじめ防止のため別に定める「いじめ防止対策委員会」を設置し、より多くの関係者が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関連団体と組織的に連携・協働する体制を構築し、本校におけるいじめに関する対応を行う。

2 いじめに対する措置について（※いじめ防止基本方針より抜粋）

○発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」へ報告し、委員会は速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。

3 いじめ防止対策委員会の構成について

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年の生徒指導担当（生徒指導部会の参加者）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

4 具体的な取組

○いじめ事案発生時は随時開催し、PTA 役員や地域関係者等外部専門家を加えて適切に対応していく。

○学期終わりに1度開催し、生徒指導部会で上がった生徒指導上の事例や本校のいじめ防止対策について検討し、推進していく。

○事例についての意見交換だけでなく、今後のいじめ防止に向けての取組や対策などを検討していく。

○いじめ防止については、生徒指導部会が中心となり、生徒の情報収集、情報交換、情報共有を図っていく。

○いじめの未然防止に向けた取組などの提案を行う。